

## 京都大学立看板規程について(16)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年5月14日）

京都大学立看板規定の第6条、第8条にはそれぞれ「立看板の設置期間は、当該立看板を設置した日から30日以内とする。」「第3条で指定する場所に、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は、1枚とする。」とあり、その理由として「1つの団体が設置場所の中の特定の箇所を独占して他の団体が使用できなくなってしまうから」と他の質問に対する回答の中で述べられています。

しかし現状の立看板設置場所の使用状況を見ると空いてる箇所が目立ち、新歓期や11月祭期間を除いた時期において、1つの団体が同じ場所を使い続けたからといって他の団体が使えなくなるような状況ではないと考えられます。

そこで以下の通り要望します。

第6条及び第8条で定められた制限を緩和し、立看板設置場所の使用状況に応じて、30日以上もしくは1団体につき2枚以上の立看板の設置も認めること

以上、ご検討よろしく申し上げます。

【回答】（回答日：2018年5月31日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

5月1日に規程が施行されたばかりであり、今後の実施状況を見ていく必要がありますが、いただいたご要望は今後の検討の参考とさせていただきます。